

単価契約におけるさいたま市建設工事請負契約基準約款第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について

1. 「さいたま市建設工事請負契約基準約款第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について」（以下「運用基準」という。）4.（1）、（2）、（3）を次のとおりに読み替える。

（1）賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における施工完了箇所分に相当する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。なお、請負代金額の変更額の算出については施工箇所がすべて完了した後とする。

（2）増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における施工完了箇所分に相当する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額（ $P = \alpha \times Z$ 、 α ：請負比率（落札率）、 Z ：市積算額）

（3）減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における施工完了箇所分に相当する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額（ $P = \alpha \times Z$ 、 α ：請負比率（落札率）、 Z ：市積算額）

2. 運用基準 5.（残工事量の算出）については適用しない。

3. 運用基準 7.（変更契約の時期）については適用しない。